

令和5年度(2023年度)策定予定の各福祉計画について

(1) 枚方市障害福祉計画(第7期)・枚方市障害児福祉計画(第3期)の策定及び

枚方市障害者計画(第4次)の改訂(担当課:健康福祉部福祉事務所障害企画課)

① 計画の位置づけについて

「枚方市障害福祉計画」(以下「障害福祉計画」という。)は「障害者総合支援法」、「枚方市障害児福祉計画」(以下「障害児福祉計画」という。)は「児童福祉法」に基づき、本市の障害福祉サービス等の量の見込みやサービス確保のための方策等を定めているものです。

「障害福祉計画(第6期)」及び「障害児福祉計画(第2期)」は、計画期間を令和3年度から令和5年度の3か年としており、次期計画として令和5年度中に「障害福祉計画(第7期)」及び「障害児福祉計画(第3期)」を策定します。

「枚方市障害者計画」(以下「障害者計画」という。)は「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めているものです。

「障害者計画(第4次)」については、令和3年度から令和8年度の6か年を計画期間としており、法改正や社会状況の変化等も踏まえ、概ね中間年にあたる令和5年度中に必要な改訂を行うものです。

② 計画の策定方法について

第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定、及び第4次障害者計画の改訂版の策定にあたっては、社会福祉審議会にて諮問させていただき、国の動向や現状の計画の実績等を踏まえながら、ご審議いただく予定です。

また、審議においては、障害者やその家族を取り巻く状況や様々なニーズを把握するためのアンケート調査や、計画素案に関する市民意見聴取等を活用し、障害者等のご意見を踏まえながら策定に取り組みます。

③ 経過と策定スケジュールについて（予定）

令和5年（2023年）4月 社会福祉審議会に諮問

5月 市民福祉委員協議会へ計画策定についての報告

7月 障害者へのアンケート調査の実施

11月 市民福祉委員協議会へ計画（素案）についての報告

12月 計画素案について市民意見聴取の実施

令和6年（2024年）1月 枚方市社会福祉審議会から答申

2月 市民福祉委員協議会へ計画（案）の報告

3月 計画の策定

(2) ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）（担当課：健康福祉部 長寿・介護保険課）

① 計画の位置づけについて

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）」として一体的に策定することで、高齢者福祉事業の供給体制の確保及び介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施していくものです。

介護保険法の規定により、3年を1期とした介護保険事業計画の策定が義務付けられていることから、ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）は、令和6年度から令和8年度までにおける介護給付等対象サービスや、地域支援事業の必要量の見込みなどについて定めるとともに、介護保険料の改定も盛り込んだ計画とするものです。

② 計画の策定方法について

第9期計画の策定にあたっては、令和4年11月15日付で「社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」に諮問させていただいたところであり、国の動向や第8期計画の実績等を踏まえながら、引き続き、ご審議いただく予定です。

また、審議においては、高齢者やその家族を取り巻く状況や様々なニーズを把握するためのアンケート調査の結果や、計画素案に関する市民意見聴取等を活用し、高齢者等のご意見を踏まえながら策定に取り組みます。

③ 経過と策定スケジュールについて（予定）

令和4年（2022年）9月	在宅介護実態調査（国様式）の実施
11月	枚方市社会福祉審議会に諮問 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式）の実施
令和4年（2022年）12月	高齢者実態調査（市独自様式）の実施（要支援・要介護認定を受けていない高齢者向け／要支援・要介護認定を受けている高齢者向け）
令和5年（2023年）12月	計画素案について市民意見聴取の実施
令和6年（2024年）1月	枚方市社会福祉審議会から答申
2月	市民福祉委員協議会へ計画（案）及び介護保険料改定方針の報告
3月	令和6年3月定例会に介護保険条例改正議案提出 ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）の策定